

指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 福知山シルバーが開設するニコニコハウ斯里んご村（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対し、適正な認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 3 指定認知症対応型介護予防通所介護事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 前4項のほか、「福知山市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年3月26日条例第44号）及び「福知山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成25年3月26日条例第45号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ニコニコハウ斯里んご村
- (2) 所 在 地 福知山市字牧小字狭間250番5
- (3) 事業単位 1単位
- (4) 利用定員 1日12人

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務）
 - (イ) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (ロ) 従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。